

重要土地等調査規制法案に反対する会長声明

政府が今国会に提出した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制等に関する法律案」（重要土地等調査規制法案、本法案）は、2021年6月1日衆議院本会議で可決されて参議院に送られ、6月16日の会期末までの成立が目指されている。

本法案は、「重要施設」や「国境離島等」の機能を阻害する行為を防止するとの目的で（1条）、内閣総理大臣は「重要施設」の敷地周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」や「特別注視区域」に指定して（5条、12条）、区域内の土地や建物（土地等）の利用状況を調査し（6条）、重要施設等の機能を阻害する行為の用に供する明らかなおそれがあると認めるときには、その利用者に対して利用中止等の勧告や命令をする（9条）ことなどを内容とするものである。

しかし、本法案は以下のとおり問題があり、人権侵害のおそれ大きい。

「重要施設」には、自衛隊や米軍、海上保安庁のすべての施設のほか、政令で指定するものを含むとされ、情報通信施設、金融、鉄道、ガス、医療、水道など主要な重要インフラは「生活関連施設」として何でも入り得る（2条）。調査規制の対象となる「注視区域」を無限定に拡大し得る内容となっている。

また、内閣総理大臣は、「機能を阻害する行為」の用に供する「明らかなおそれ」という曖昧な要件（「明らかな」という文言を用いているからといって要件が明らかになるものではない）を根拠に、利用者に対して利用中止等の勧告や命令をなし得るが（9条）、この命令には罰則が用意されている（25条）。内閣総理大臣が曖昧な要件の下で罰則付き命令を広く行うことが可能となれば、市民のプライバシー権や思想・良心の自由、財産権、居住移転の自由、表現の自由、取材の自由等、多くの基本的人権が侵害されるおそれがある。

そして、「注視区域」で行うとされる調査内容も、何ら限定なきまま政令に委ねられ、調査対象となる者も土地等の「利用者その他の関係者」という広汎な範囲に及ぶ（7条、8条）。対象地域や調査対象、調査内容等本法案における基本的な事項が曖昧である結果、「機能を阻害する」行為の用に供するおそれがあるかどうか判断するためとして、土地等の利用者や関係者の氏名住所のみならず、職業や日頃の行動、犯罪歴、交友関係、思想信条など際限なく調査が拡大されるおそれがある。これらの調査では、関係行政機関や地方公共団体だけでなく、利用者や関係者自身にも情報提供義務が課されており（8条）、利用者や関係者については刑事罰をもって報告が強制される（27条）。これでは対象となった土地等の利用者やその関係者のプライバシー権や思想・良心の自由が侵害されるおそれがあり、密告を強要することになりかねない。

このように、法案中の概念や定義が曖昧であり、政府の裁量で解釈の幅がどのようにも広がり得る。

さらに、曖昧な要件の下で刑罰を科すことができるようになりかねない本法案は罪刑法定主義に反するおそれがある。

宮崎県内には、新田原基地をはじめいくつもの自衛隊基地や施設、海上保安庁の施設があり、航空自衛隊新田原基地周辺において長年航空機の騒音等に苦しめられたとして、平穏な生活を求める運動に取り組む住民もいる。そのような住民運動には表現の自由、政治活動の自由その他の精神的自由権が関わり得るところ、本法案では条文の文言が曖昧不明確であるが故に、かかる住民運動をも萎縮させる懸念がある。

本声明は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用について安全保障上の対策を講じる立法の必要性自体を否定するものではない。

しかし、本法案は指定された区域の土地等利用者や関係者のプライバシー権や思想・良心の自由その他多くの基本的人権を侵害するおそれが大きいことなどから、当会は、国会でのさらなる議論によってこれらの問題が解消されない限り本法案に反対する。

2021年（令和3年）6月14日

宮崎県弁護士会

会長 谷口 渉

